

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課保険係に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 7 日

横浜市 西区長 本多 由紀子

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料還付通知書令和 8 年度7月分計4件	
(注意) 高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

令和8年度7月 後期高齢者医療保険料還付通知書

鍵元 秀子

大嶋 延恵

三澤 久子

菅原 キエノ